

令和 3 年度三重県公営企業会計（病院事業庁）決算審査意見書

令和 3 年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書

概要説明

令 和 4 年 10 月

三 重 県 監 査 委 員

令和3年度三重県公営企業会計（病院事業庁）決算審査意見書

概要説明

令和3年度の病院事業庁関係の決算審査につきましては、去る9月1日付で、知事あてに意見書を提出しましたので、その概要についてご説明申し上げます。

第1 審査の概要（意見書 1頁）

審査の対象は、病院事業庁が経営する令和3年度三重県病院事業会計です。

決算の審査は、知事から審査に付された決算書の内容について、

- (1) 決算の計数は正確であるか
- (2) 決算諸表は、経営成績及び財政状態を適正に表示しているか
- (3) 予算は、計画的かつ効率的に執行されているか
- (4) 事業経営は、常に経済性の発揮及び公共の福祉を増進するよう運営されているか

などを重点に、会計諸帳票、証拠書類との照合精査を行うとともに、必要な資料の提出を求め、関係当局の説明を聴取し、併せて定期監査、例月出納検査等の結果を参考に、慎重に審査を行いました。

第2 審査の結果及び意見（意見書 2頁）

1 審査の結果（意見書 2頁）

「審査の結果」につきましては、三重県病院事業庁が経営している病院事業の決算諸表は、地方公営企業法及び関係法令に則り、病院事業庁会計規程に基づいて作成されており、その計数は正確であり、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められます。

また、事業の経営につきましては、意見とした点以外は、概ね適正に処理されていましたので、「審査の意見」について、ご説明申し上げます。

2 審査の意見（意見書 2 頁）

(1) 令和 3 年度決算と次期中期経営計画の策定について

（意見書 2 頁）

令和 3 年度病院事業会計については、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響で、入院患者数が減少したことにより医業収益は減少しましたが、指定管理者に対する交付金等の経費が減少したことにより医業費用も減少したため、医業損益は前年度に比べ約 8,507 万円改善しました。

また、感染患者受入れのための病床確保に伴う国からの交付金等により一般会計繰入金が増加したため、収益的収支は約 9 億 6,682 万円の黒字となりました。そのため未処理欠損金（累積欠損金）は減少しましたが、依然として約 78 億円と多額です。

「三重県病院事業 中期経営計画（平成 29 年度から令和 2 年度まで）」については、令和 3 年度は計画期間を 1 年間延長し単年度計画としましたが、その成果目標の達成状況は前年度より改善したものの未達成項目が多くあります。

また、令和 4 年度も引き続き、単年度計画として策定していますが、令和 4 年 3 月に国から「公立病院経営強化ガイドライン」が示され、地域医療構想等との整合を図りながら 5 年度末までに「公立病院経営強化プラン」（次期中期経営計画）を策定することが求められています。

このため、今後起こりうる新興感染症の感染拡大等にも備えながら計画の目標達成に向けて取り組み、医業収益の確保を図るなど健全な経営に努められたい、と意見しています。

また、各病院を取り巻く環境や求められる医療ニーズを踏まえて、各病院が果たすべき役割・機能を見直し明確化・最適化するなど、経営強化の取組が進むよう、次期中期経営計画の策定の検討を進められたい、と意見しています。

ア こころの医療センター（意見書 5 頁）

前年度に引き続き、新型コロナの影響により入院患者数が減少したため、医業収益は減少しましたが、感染患者受入れのための病床確保に伴う国からの交付金等により、一般会計繰入金が約 6 億 2,388 万円増加したことなどから、収益的収支は、前年度に比べ約 5 億 4,349 万円改善し、2 年連続となる約 8 億 7,920 万円の黒字となりました。

平成 30 年度から進めている経営改善プロジェクトについては、地域の医療・福祉施設等との連携による長期入院患者の地域移行や、初診患者枠拡大による患者の受入れ強化等の成果が出ていることから、感染拡大の状況も踏まえ、引き続き、経営改善に努められたい、と意見しています。

また、今後も精神科医療の中核病院として、精神科救急・急性期医療及び認知症治療、依存症治療等の専門的医療を提供するとともに、「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という精神科医療の方向性を踏まえ、多様な医療ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供に努められたい、と意見しています。

イ 一志病院（意見書 5 頁）

前年度に引き続き、新型コロナの影響による入院・外来患者数の減少により医業収益が減少したことなどから、収益的収支は、前年度に比べ約 2,131 万円悪化したものの、平成 25 年度から 9 年連続となる約 1 億 5,641 万円の黒字となりました。

今後も、公立病院の役割として新型コロナに係る検査等にも対応しながら、入院・外来患者数の確保や訪問診療等の在宅療養支援、住民健診等の予防医療の取組を通じて収益の増加を図るなど、引き続き、健全な経営に努められたい、と意見しています。

また、地域の過疎化、高齢化が進み、住民の医療ニーズがより一層高まっている中、総合診療医やプライマリ・ケアを担う人材育成に取り組むとともに、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの実践に取り組むなど、引き続き、地域に最適な医療サービスの安定的な提供に努められたい、と意見しています。

ウ 志摩病院（意見書 5 頁）

志摩病院では平成 24 年度以降、指定管理者制度により病院経営を

行っています。

前年度に引き続き、新型コロナ対策として専用病床の確保、検査及びワクチン接種の実施等に対応しつつ、地域のニーズに応じた診療機能の充実強化、医師の確保等に取り組んでおり、内科系救急における24時間365日の受入れ、小児科や外科系における救急受入体制の一部回復など診療機能を充実させていますが、一部診療科では医師の配置が進んでいません。

こうした中、令和4年度からの第2期指定管理期間に向けて新たに締結した「三重県立志摩病院の管理運営に関する基本協定」(以下「基本協定」という。)では、これまでの経常収支全体の支援策に代え、経営努力によってもなお不採算となる特定診療科に係る支援策である地域医療確保交付金制度を創設するとともに、県内の診療機能の集約化・拠点化の状況を踏まえ必要な診療機能を確保するなど、良質で満足度の高い医療を安定的・継続的に提供することを求めていきます。

このような状況を踏まえ、新たな基本協定に基づき、志摩地域の中核的な医療機関として安定的・継続的な医療が提供できるよう、指定管理者と十分な連携を図り、二次救急医療の充実、診療機能の強化及び医師の確保等に取り組むとともに、経営改善が着実に進められるよう指定管理者に対する指導や支援を行われたい、と意見しています。

(2) 未収金の回収と発生防止について（意見書 6頁）

令和3年度末における病院事業庁全体の診療費自己負担金の過年度未収金は、前年度に比べて約415万円減少し、約5,364万円となっています。

令和3年度については、電話督促、催告書等の送付及び臨戸訪問を行い、回収困難案件については弁護士法人に回収委託を行うなどにより、約542万円の過年度未収金を回収しているところですが、引き続き、早期回収に向けての取組を進められたい、と意見しています。

また、高額療養費制度等の各種福祉制度の申請支援などの取組により、新規の発生額は4年続けて減少しましたが、令和3年度も約317万円発生していますので、引き続き、未収金の発生防止に取り組まれたい、と意見しています。

令和 3 年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書

概要説明

令和 3 年度決算に係る資金不足比率の審査につきましては、去る 9 月 1 日付で、知事あてに意見書を提出しましたので、病院事業庁関係の概要についてご説明申し上げます。

第 1 審査の概要

審査の対象は、知事から審査に付された令和 3 年度の決算等に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類です。

- (1) 法令に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないか
- (2) 法令等に基づき、適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか
- (3) 財政指標の基礎となった書類等が、適正に作成されているか
- (4) 財政指標の算定を行うに際して、客観的な事実に基づき、適切な判断が行われているか

などに重点をおき、決算書及びその他の証拠書類と照合し、確認を行いました。

第 2 審査の結果及び意見

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を慎重に審査した結果、病院事業について、適正に作成されており、資金不足は発生していないものと認められることを、ご報告申し上げます。

以上をもちまして、令和 3 年度三重県公営企業会計（病院事業庁）決算審査意見書及び令和 3 年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書の概要説明を終わらせていただきます。